

新公審査答申（情）第16号  
令和5年11月10日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

### 審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年11月22日付け、新行経第425号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成31年4月18日付け新病管第100号の2により行った公開決定は、公開請求に係る公文書が存在しないものと認められることから、これを取り消し、改めて非公開決定をすべきである。

#### 第2 審査請求の経過

##### 1 公文書の公開請求

平成31年4月10日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、複数主治医制に関し、患者の理解を得るために行ったことを示すもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

##### 2 実施機関の決定

平成31年4月18日、実施機関は、本件請求について、「入院診療計画書（様式）」（以下「計画書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

平成31年4月24日、審査請求人は、本件決定を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

##### 4 諮問

令和元年11月22日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述聴取結果記録書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「複数主治医制に関し、患者の理解を得るために行ったことを示すもの」を公開請求しているのに、全く関係のない計画書を公開している。計画書には複数主治医制について記載されたものはない。全部公開としているが、公開請求と異なるものを公開しても、情報公開にならない。

令和元年6月の新潟市議会市民厚生常任委員会の答弁では、「複数主治医制は主に患者向けの周知に取り組んでいる。市民向けには、平成29年の緊急対応宣言後に周知を図っている。」と述べたが、言っていることが異なり、分からない。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

公開した計画書は、治療、看護等の計画と併せ、主治医欄に主治医の氏名を連記することで複数主治医制についても患者に説明し、その理解を得るために使用するものであり、公開を求めた「新潟市民病院の複数主治医制に関し、患者の理解を得るために行ったことを示すもの」にはかならない。

審査請求人は「開示請求とは違う計画書を開示している」と主張するが、それは、審査請求人の情報公開請求書における公文書を特定するための記載内容が不十分であったことに起因するものであり、かつ、処分庁には、審査請求人に補正を求め等々の措置を講じなければ、公文書を特定することができなかったという事情もないのであるから、処分庁に何ら違法な点はない。

そもそも本件審査請求の趣旨が判然としないが、処分庁としては公開請求された公文書の全部公開決定を行ったものであり、一般に、全部公開を受けた公開請求者が同決定に対し審査請求をすることはあり得ないのであって、本件審査請求は、不適法であり、却下されるべきものと思料する。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書として、計画書の様式（以下「本件対象文書」という。）を公開決定したことについて、本件請求文書と異なるとして、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人と実施機関の主張について検討する。

#### 2 本件対象文書について

当審査会が実施機関に確認したところ、本件対象文書は、実施機関において、医師が入院患者に診療について説明する際に渡すとのことであった。

また、本件対象文書を見分したところ、病棟（病室）、主治医、主治医以外の担当者名、病名、診療計画、検査や手術の内容及び日程、推定される入院期間、看護計画等を記載する欄とその下に、説明年月日、説明を受けた人、診療科名、説明医師及び看護師の氏名を記載する様式となっており、記載する部分は全て空白となっていることが確認できたが、複数主治医制に関する表記はなかった。

### 3 本件決定について

複数主治医制について、当審査会が実施機関に確認したところ、定義や規定はなく、一般的な用語として使用しており、一人の医師にのみ過重な負担がかからないよう、患者の理解の下、診療科ごとで複数の医師で一人の患者の診療にあたることとの説明があった。また、複数主治医制を規定する法令や国等から示す定義について、当審査会でも調べたが、確認はできなかった。

念のため、他に本件請求に関する文書や、医師が入院患者に説明した内容を記録した文書の保有について、実施機関に確認したところ、そのような文書の保有はないとの回答であった。

したがって、実施機関が特定した本件対象文書は本件請求文書とは言えず、本件請求文書は存在しないと認められるため、実施機関の本件決定は取り消されるべきである。

### 4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和 元年11月22日	実施機関の諮問書を受理
令和 5年 9月 6日	審査会開催（第1回）
令和 5年10月13日	審査会開催（第2回）
令和 5年11月 6日	審査会開催（第3回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子